

# 平成30年度 公益社団法人福島県栄養士会

## 管理栄養士就職準備金貸付制度募集要項

### 1 制度の目的

この制度は、管理栄養士の資格を持っている方が、相双・いわき地域に所在する病院・介護保険施設等に正職員として就職する場合、必要となる経費に充当するための資金を無利子で貸し付けを行い、福島県で必要とされる管理栄養士の人材確保・育成を行うことにより、福島県内の栄養指導体制を充実することを目的としています。

また、管理栄養士として相双・いわき地域に所在する施設・市町村等に就職された日から、2年間継続して管理栄養士業務に従事した場合は、返還債務の全額が免除されます。

### 2 貸付対象者

- (1) 管理栄養士の資格を有している方。
- (2) 平成30年4月1日より、相馬市、南相馬市、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村、いわき市(以下「相双・いわき地域」という。)に所在する下記施設等において、正規職員の管理栄養士として就職が内定又は決定した方。

- ア 病院・介護老人保健施設・老人福祉施設・  
児童福祉施設・社会福祉施設
- イ 市町村

### 3 平成30年度の募集期間

平成31年2月28日まで、随時募集します。  
募集人数は10人程度です。(平成31年度の募集については、別途お知らせします。この貸付制度は平成31年3月31日までの適用となります。)

### 4 貸付額と利子

- (1) 1人1回300,000~500,000円
- (2) 利子は無利子です。
- (3) 連帯保証人が必要です。

### 5 申請の手続方法

- 貸付けを希望する方は、次の書類を裏面の「問合せ先・申請先」にご提出していただきます。
- (1) 管理栄養士就職準備金貸付申請書(第1号様式)
  - (2) 就職準備金利用計画書(第2号様式)
  - (3) 就職準備に必要とした費用の領収書、見積書又はパンフレット等の書類
  - (4) 申請者の住民票抄本(本籍・続柄が省略のもの)
  - (5) 連帯保証人の住民票抄本(同上)
  - (6) 連帯保証人の課税証明書又は源泉徴収票の写し
  - (7) 管理栄養士就職準備金貸付における個人情報の取扱いについて(同意書)
  - (8) 管理栄養士免許証(又は、管理栄養士登録済証明書)の写し
  - (9) 労働条件通知書等の就労の決定及び労働時間が分かる書類の写し

### 6 面接の実施

申請書類の提出後、福島県栄養士会事務所又は申請者勤務先において、貸付の返済計画等に関する面接を行います。

### 7 貸付けの決定

申請書類及び面接結果を審査し、貸付を決定後、申請者に通知します。  
※予算の範囲内での貸付決定となりますので、不承認となる場合があります。

### 8 貸付金の交付

「7 貸付けの決定」の通知と一緒に郵送する振込口座申込届等を提出していただいた後、指定口座に振り込みます。

### 9 問い合わせ先

公益社団法人福島県栄養士会  
〒963-8014 福島県郡山市虎丸町6-18  
TEL 024-939-1195  
FAX 024-939-1222  
food-a@fukushima-eiyoushikai.or.jp